

神奈川県地球温暖化対策計画の改定素案の概要

神奈川県地球温暖化対策推進条例第7条に基づき策定している「神奈川県地球温暖化対策計画」（以下「本計画」という。）の改定に取り組んでおり、令和5年5月の第76回環境審議会において改定骨子案について御審議いただいたところだが、このたび改定素案を取りまとめた。

1 改定骨子案からの主な変更点

(1) 第1章 総論

- 「神奈川県の地域特性」に「県内企業数の推移」などの情報を追記
- 「2050年の目指すべき姿」にエネルギーの地産地消の観点を追記
- 「対策の方向性」にSDGsの観点を追記

(2) 第2章 緩和策

- 「県の施策」における「小柱別の取組例」を精査し、一部追記
- 「県の施策」に「施策の部門別ロードマップ」を追記
- 「県の施策」に「施策の実施に関する目標」を設定
- 「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する県基準」について、基準の考え方や内容を追記

(3) 第3章 適応策

- 「本県における地球温暖化の現状及び将来予測」を追記
- 「神奈川県における気候変動の影響」を追記
- 「県の施策」に「分野別の影響と取組例」を追記
- 「県の施策」に「施策の実施に関する目標」を設定

2 改定素案の概要

(1) 総論

ア 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とする。

イ 2050年の目指すべき姿

2050年時点では、人々の生活様式のデジタル化が進むほか、移動や生産プロセスの電化などの新たな技術サービスの活用により、社会の在り方が大きく変化している。こうした中、原子力発電に過度に依存せず、安全で安心な再生可能エネルギー等の導入が進み、エネルギーを安定的に無駄なく利用できる、エネルギーの地産地消の環境が整うなど、脱炭素で持続可能な社会が実現することを目指す。

ウ 基本方針

未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。

エ 対策の方向性

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するため、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化を防止する「緩和策」と、緩和策を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、より良い生活ができるようにしていく「適応策」について、それぞれの対策の方向性に向けて、相互補完的に取組を推進する。

推進に当たっては、SDGsの観点から、地球温暖化対策だけに着目するのではなく、経済・社会など各分野の課題との関連性・相乗効果を重視する。

(2) 緩和策

ア 県内の温室効果ガス排出量の削減目標

長期目標：2050年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現

中期目標：2030（令和12）年度までに県内の温室効果ガスの総排出量を2013（平成25）年度比で50%削減

イ 再生可能エネルギー設備の導入目標

2030（令和12）年度までに再生可能エネルギーを270万kW以上（うち太陽光発電は200万kW以上）導入することを目指す。

ウ 県庁の温室効果ガスの削減目標

2030（令和12）年度までに県庁の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で70%削減することを目指す。

エ 施策体系

本計画の基本方針と対策の方向性を踏まえ、2030年度の中期目標に向けて県が取り組むべき施策体系を、産業・業務といった部門を横断する取組も分かりやすく示せるように、「エネルギーを使う工夫」「エネルギーを創る工夫」「取組を加速させる工夫」の3つの大柱、施策の効果を検証する単位としての中柱、具体的な取組のまとめりとしての小柱に分類して整理した。

大柱	中柱	小柱
Ⅰ エネルギーを使う工夫	省エネルギー対策・電化・スマート化	事業者の省エネルギー対策等の促進
		建築物の省エネルギー対策等の促進
		脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進
	人流・物流のゼロカーボン化	EV・FCVの導入促進
		公共交通機関の利用等の促進
Ⅱ エネルギーを創る工夫	再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大	再生可能エネルギーの導入促進
		再生可能エネルギー由来電力の利用促進
	水素社会の実現に向けた取組	水素需要の創出と供給体制整備の促進
	イノベーションの促進	研究開発・新技術の実用化の促進
		熱需要の脱炭素化

Ⅲ 取組を加速させる工夫	吸収源対策	グリーンカーボン（森林・農地でのCO ₂ 吸収源対策）の促進
		ブルーカーボン（海洋でのCO ₂ 吸収源対策）の促進
	循環型社会の推進	資源循環の推進
		廃棄物の適正処理の推進
	CO ₂ 以外の温室効果ガスの排出削減	フロン類、メタン、一酸化二窒素の対策
	横断的な取組	脱炭素教育の推進
		多様な主体との連携・国際環境協力への貢献
		脱炭素型のまちづくりの推進
		D Xの推進
	県庁の率先実行	県有施設の省エネルギー対策の徹底
公用車へのEV・FCV等の導入促進		
県有施設の再生可能エネルギーの活用		
環境全般に配慮した取組		

オ 施策の実施に関する目標

緩和策の施策体系を踏まえて、本計画の進捗評価を行うため、取組の中柱ごとに施策の実施に関する目標（KPI）を設定する。また、各目標は、毎年度現況値を把握し、個々の指標を評価するとともに、進捗状況を総合的に評価する。

大柱	中柱	部門	KPI	最新年度実績	中間年度(2027年度)目標値	2030年度目標値
Ⅰ エネルギーを使う工夫	省エネルギー対策・電化・スマート化	産業	産業部門の県内総生産当たりの年間エネルギー消費量	(2020年度) 25,049TJ/兆円	19,700TJ /兆円	17,300TJ /兆円
		業務	業務部門の業務床面積当たりの年間エネルギー消費量	(2020年度) 9,080GJ/万m ² * ₁	9,450GJ /万m ²	9,320GJ /万m ²
		家庭	家庭1世帯当たりの年間エネルギー消費量	(2020年度) 31,722MJ /世帯	29,300MJ /世帯	28,600MJ /世帯
		家庭	新築一戸建住宅に占めるZEH**2の割合	(2021年度) 12.7%	30%	40%
	人流・物流のゼロカーボン化	運輸	新車乗用車に占める電動車の割合(暦年)	(2022年度) 49.8%	80%	100%
Ⅱ エネルギーを創る工夫	再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大	業務・家庭	再生可能エネルギーの導入量	(2021年度) 170.4万kW	227万kW	270万kW以上
	水素社会の実現に向けた取組	運輸(再掲)	新車乗用車に占める電動車の割合(暦年)(再掲)	(2022年度) 49.8%(再掲)	80%(再掲)	100%(再掲)

大柱	中柱	部門	K P I	最新年度実績	中間年度 (2027年度) 目標値	2030年度 目標値
Ⅲ 取組を加速させる工夫	イノベーションの促進	産業	脱炭素推進に資する新規プロジェクト支援件数（累計）	(2022年度) 1件	46件	62件
	吸収源対策	吸収源	県産木材を使用した木造施設等への支援件数（累計）	— (R5年度事業開始)	340件	595件
		吸収源	藻場の再生面積	— (R5年度事業開始)	51ha	(2027年度) 51ha
	循環型社会の推進	廃棄物	プラスチックごみの有効利用率	(2020年度) 一般廃棄物： 98.5% 産業廃棄物： 81.7%	一般廃棄物： 99.7% 産業廃棄物： 94.5%	一般廃棄物： 100% 産業廃棄物： 100%
		廃棄物	食品ロス量（家庭系・事業系）	県民1人1日当たりの家庭系食品ロス量：58g（2021年度） 県内で発生する事業系食品ロス量：20.9万トン（2020年度）※1	県民1人1日当たりの家庭系食品ロス量：50g 県内で発生する事業系食品ロス量：22.7万トン	県民1人1日当たりの家庭系食品ロス量：46g 県内で発生する事業系食品ロス量：22.1万トン
	CO ₂ 以外の温室効果ガスの排出削減	その他ガス	フロン類算定漏えい量報告において、前年度より減少した事業者数の割合	— (今後数値を把握)	毎年度 50%以上	毎年度 50%以上
	横断的な取組	—	環境・エネルギー学校派遣事業の受講者数（累計）	—	26,400人	46,000人
	県庁の率先実行	—	県庁の温室効果ガス排出量の削減割合	(2021年度) △7%	△50%	△70%
			公用車の電動車化（代替可能な車両がない場合を除く）	(2022年度) 13.9%	—	(2028年度) 100%
			県有施設への太陽光発電の導入（設置可能な施設のみ）	(2022年度) 10.4%	35%	50%
県有施設での電力利用における再生可能エネルギーへの切り替え率			(2023年度) 18.1%	43%	100%	

※1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の制限等の影響により、一時的に大きく数値が減少している。

(参考 各K P Iの2019年度実績)

業務部門の業務床面積当たりの年間エネルギー消費量：9,685GJ/万㎡

県内で発生する事業系食品ロス量：24.3万トン

※2 ZEH…「ZEH」、「ZEH+」「Nearly ZEH」、「Nearly ZEH+」、「ZEH Oriented」の5種類を指す。

キ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する県基準

(7) 基準設定の趣旨

地球温暖化対策推進法において、市町村は、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮した上で、再生可能エネルギーの導入を促進するための区域（促進区域）を設定することができる。

促進区域を設定する場合、環境に配慮する必要がある区域など、促進区域に含めない区域として環境省令で定める全国一律の基準のほか、地域の自然的・社会的条件を踏まえ、国の基準に上乘せ・横出しする都道府県の基準（県基準）で定める区域は、除外するとされている。

(1) 県基準の内容

a 対象とする施設の種類

太陽光発電設備

b 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

神奈川県土地利用調整条例第6条の規定による審査指針で定める立地規制区域の考え方により設定（建築物の屋根等に太陽光発電設備を設置する場合は除く）

(3) 適応策

ア 改定の考え方

2016（平成28）年度と2021（令和3）年度の改定において位置付けられた施策等について、2016（平成28）年度以降の社会情勢の変化や国等の動向、神奈川県における影響やその対策を勘案した必要な見直しと施策の追加等を行う。

イ 取り組む分野と主な対策

国の気候変動影響評価報告書の評価を踏まえて、本県における気候変動の影響をとりまとめ、特に影響が大きいと考えられる項目等について、7つの分野及び分野横断的な対策に取り組む。

分 野	主な対策
農業・林業・水産業	<ul style="list-style-type: none">・農業に関する対策の推進（農産物の高温障害対策）・林業に関する対策の推進（きのこ類の病害菌対策）・水産業に関する対策の推進（海水温上昇による磯焼け対策）
水環境・水資源	<ul style="list-style-type: none">・水環境に関する対策の推進（海水温上昇による貧酸素水塊対策）・水資源に関する対策の推進（降雨量の変動による渇水対策）

分 野	主な対策
自然生態系	・生態系における分布域・ライフサイクル等の変化に関する対策の推進
自然災害・沿岸域	・水防災戦略の推進（洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に関する災害対策の推進）
健康	・暑熱・熱中症対策の推進
産業・経済活動	・事業者の事業継続計画（BCP）策定の推進 ・観光産業に関する対策の推進（観光客の安心安全を踏まえた観光客誘致）
県民生活・都市生活	・水道・交通等のインフラに関する対策の推進 ・災害廃棄物対策の推進
分野横断的な取組	・気候変動に関する情報収集・発信 ・学校等における環境教育の推進

ウ 施策の実施に関する目標

適応策として取り組む分野を踏まえて、本計画の進捗評価を行うため、分野ごとに施策の実施に関する目標（KPI）を設定する。また、各目標は、毎年度現況値を把握し、個々の指標を評価するとともに、進捗状況を総合的に評価する。

分 野	K P I	基準値	目標値
農業・林業・水産業	スマート技術の導入経営体数（耕種）	227戸 【2022年度】	387戸 【2027年度】
	スマート技術の導入経営体数（畜産）	50戸 【2022年度】	75戸 【2026年度】
	藻場の再生面積	—	51ha 【2027年度】
水環境・水資源	水源林の整備（累計）	49,717ha 【2022年度】	54,000ha 【2026年度】
自然生態系	丹沢ブナ林の 대기・気象観測	4地点/年 【2022年度】	4地点/年 【2026年度】
	丹沢ブナ林の衰退状況モニタリング	5調査区/年 【2022年度】	5調査区/年 【2026年度】
	藻場の再生面積【再掲】	—	51ha 【2027年度】
自然災害・沿岸域	遊水地や流路のボトルネック箇所等の整備（累計）	—	6箇所 【2030年度】 （暫定供用も含む）

分野	K P I	基準値	目標値
自然災害・沿岸域	土砂災害防止施設の整備箇所数（累計）	—	104箇所 【2027年度】
	ビッグレスキュー・かながわ消防などの訓練参加人数	1,916人 【2022年度】	2,300人 【2027年度】
健康	年間の熱中症死亡者数（5年移動平均数）	72人 【2021年度】	半減 【2030年度】
	PM2.5の有効測定局のうち環境基準を達成した測定局の割合	100% 【2021年度】	100% 【2030年度】
産業・経済活動	中小企業の事業継続計画（BCP）の策定割合	12.0% 【2022年度】	20% 【2025年度】
県民生活・都市生活	下水道の耐水化を行った施設数（累計）	1施設 【2022年度】	3施設 【2026年度】
	道路の防災対策（土砂崩落対策等）の整備箇所数（累計）	—	20箇所 【2025年度】
分野横断的な取組	気候変動適応に関する関心度	85.8% 【2022年度】	100% 【2030年度】

※ 適応策のK P Iは、関連する分野の既存の諸計画等から位置付けているため、各K P Iの目標年度は本計画の計画期間の終期と相違する場合がある。

(4) 計画の推進

ア 進行管理

- 毎年度部門ごとの排出量を推計するとともに、施策に関する指標の達成状況も把握した上で、P D C Aサイクルにより、改善すべき施策等を整理する。
- 計画期間の中間年度に当たる2027（令和9）年度に、施策体系や施策の実施に関する目標などについて検証した上で、必要な見直しを行います。

イ 計画の見直し

- 本計画の地球温暖化対策に関する国際的な枠組みや社会情勢、国の施策制度の変化、また計画の進行管理により生じた課題などを踏まえ、必要に応じ適宜見直しを行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年	8月	環境審議会で素案を審議
	9月	県議会へ素案を報告
	10月	県民意見募集、市町村意見照会
	12月	環境審議会で改定案を審議、環境審議会会長から知事に答申
令和6年	2月	県議会へ改定案を報告
	3月	計画改定